

議案第7号

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成23年11月30日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」の施行に伴い、君津郡市広域市町村圏事務組合同規約中の障害児施設の名称を変更すること等のため、同規約の一部を改正することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものである。

君津郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約

君津郡市広域市町村圏事務組合理約（昭和44年千葉県指令第2229号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「知的障害児通園施設及び肢体不自由児通園施設の設置並びに」を「児童発達支援センターの設置及び」に改め、同条第7号イ中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同号エ中「同条第22項」を「同条第27項」に改める。

別表中「県推計人口」を「千葉県毎月常住人口」に改める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。